

別表1(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 奨励金・補助率			7 間接補助事業の重要な変更					
細事業	内容													
気象災害に強い施設整備事業	防災・減災対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者	防風ネットの更新に係る経費	第6欄の率	市町村	1/3 (上限90千円/10a)			補助金の増額 事業内容の追加					
「新甘泉等」特別対策事業	生産基盤整備対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費	第6欄の率	市町村	別表2の1及び2以外の取組	別表2の1の取組	別表2の2の取組						
			新植※(2)			抜根、伐採、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョイント仕立ての特許料等に係る経費	2/3	2/3 ※(4)		3/4 ※(4)				
			改植(全面改植の場合)※(2)			改植(既存樹の間植えの場合)※(2)	1/2	/						
			ハウス整備(品種は二十世紀、別表2の2の取組に限り対象)				2/3							
			高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び王秋の自家増殖の許諾料等に係る経費(二十世紀を除く。)※(2)、かん水施設、排水施設、園内道、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費			1/2 (ただし、新植・全面改植(※(3))による果樹棚の整備、及び共同利用による王秋の土壌改良機械の導入は2/3) 防霜対策設備の上限1,500千円/10a	(1/2)※(5)	1/4 (3/4)※(5)						
			果樹棚の整備※(2)に係る経費			1,500千円/10a	(2/3)※(5) ただし、新植・全面改植の場合のみ対象	1/4 (3/4)※(5)						
			防除用機械、王秋の土壌改良機械の導入に係る経費				/							
			パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費							3/4				
			育成促進対策			市町村	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を交付するのに要する経費	/		1/2				
			高接ぎ奨励(「新甘泉」のみ)			農業協同組合 生産組織	組織的な高接ぎに取り組む事業実施主体への一律奨励金			100千円				
高接ぎ一挙更新に係る奨励金	実施面積につき50千円/10a													
高接ぎ順次更新に係る奨励金	実施面積につき20千円/10a													
苗木供給対策	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	苗木及びジョイント用苗の供給が不足しないように予備の苗木及びジョイント用苗の確保に要する費用(確保した苗木が売れ残った場合の損金を含む)	/		10/10									

ジョイント栽培拡大事業	生産基盤整備対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">新植</td> <td rowspan="3">抜根、伐採、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョイント仕立ての特許料等に係る経費</td> </tr> <tr> <td>改植(全面改植の場合)</td> </tr> <tr> <td>改植(既存樹の間植えの場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び農研機構の登録品種の自家増殖の許諾料等に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">果樹棚の整備に係る経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防除用機械の導入に係る経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費</td> </tr> </table>	新植	抜根、伐採、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョイント仕立ての特許料等に係る経費	改植(全面改植の場合)	改植(既存樹の間植えの場合)	高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び農研機構の登録品種の自家増殖の許諾料等に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費		果樹棚の整備に係る経費		防除用機械の導入に係る経費		パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費		第6欄の率	市町村	別表2の1及び2以外の取組	別表2の1の取組	別表2の2の取組	
	新植	抜根、伐採、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョイント仕立ての特許料等に係る経費																			
	改植(全面改植の場合)																				
	改植(既存樹の間植えの場合)																				
	高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び農研機構の登録品種の自家増殖の許諾料等に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費																				
	果樹棚の整備に係る経費																				
	防除用機械の導入に係る経費																				
パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費																					
					1/2	1/2 ※(4)	2/3 ※(4)														
					1/3																
					1/3 (ただし、新植・全面改植(※2(3))による果樹棚の整備は1/2)	(1/2)※(5)	1/6 (2/3)※(5)														
					防霜対策設備の上限1,500千円/10a	(1/2)※(5) ただし、新植・全面改植の場合のみ対象	1/6 (2/3)※(5)														
							2/3														
	育成促進対策	市町村	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を交付するのに要する経費			1/2															
	育苗委託促進対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者	ジョイント仕立て用2年生大苗の育苗を外部委託する際の経費	第6欄の率	市町村	2/3															
	育苗開始支援対策(試作助成金)	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	新規にジョイント2年生大苗育苗の試作を行った者に育苗経費相当の助成金を交付するのに要する経費			苗1本につき5,300円															
	育苗開始支援対策(予備苗確保助成金)	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	育苗委託中の苗の枯死や生育不良に備えて予備の2年生大苗の確保を行った者に育苗経費相当の助成金を交付するのに要する経費			苗1本につき5,300円															
	育苗開始支援対策(施設等整備)	苗木業者 山林樹苗協同組合 農業協同組合 生産組織 農業公社	ジョイント栽培用専用大苗を新規に増産する業者がやぐら等育苗施設、かん水施設を設置したり、育苗資材(防草シート等)を購入する経費			2/3															
	新技術等実証モデル事業	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者	ジョイント栽培の新技術やジョイント栽培が未普及の品種のモデル園を設置する経費			10/10 (但し上限400千円/箇所)															

低コスト・体制強化事業		農業協同組合 生産組織 農業公社 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	スピードスプレーヤ、モア及び別に定める機械の導入に係る経費 機械導入に伴って必要となる園内道の整備に係る経費	第6欄の率	市町村	1/3
果実緊急価格安定対策事業	戦略的出荷調整支援対策	一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	1 災害対応、価格急落回避など出荷調整のため、低温貯蔵庫に保管する場合の貯蔵費補てんに係る経費 2 入出庫時の収支差補てんに係る経費(ただし、300円/10kgを上限とする)			1/2
	国内出荷数量確保対策		1 需給調整による価格安定及び売り場確保のため、関東市場及び九州市場へ出荷する場合の運賃補てんに係る経費			
	輸出促進数量確保対策		1 輸出ニーズに対応するため、低温貯蔵庫等に保管する場合の貯蔵費補てんに係る経費 2 検疫強化に伴う検査不合格時の出荷収支差等の補てんに係る経費			

- ※(1) 補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。また、ジョイント栽培拡大事業の育苗委託促進対策については要領第3の(7)のウのとおりとする。
- ※(2) 二十世紀は要領第3の(2)のイの(ア)の栽培に限り対象とする。
- ※(3) 間植えによる改植や高接ぎ更新であっても、果樹棚及び網掛け施設の整備時に対象品種への転換が完了している場合は全面改植とみなす。
- ※(4) 要綱第3条の1の(2)に該当する補助金については、別表2の1の国事業により交付される額(新植、全面改植については定額)を差し引いた額とする。但し、計算は生産者ごとに行うものとし、各生産者に対する補助金額を国事業により交付される額が上回る場合は、その生産者に補助金は交付しないものとする。
- ※(5) ()内の補助率から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

別表2

取 組 内 容	
1 国事業の取組	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会の所管する国事業(果樹経営支援対策事業等)により新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、かん水施設、排水施設、園内道、果樹棚、防風施設及び防霜ファンの整備を行うもの。
2 やらいや果樹園整備の取組	梨栽培が継続出来なくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し(以下登録園を「やらいや果樹園」という。)、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組みを行うもの。 なお、新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、果樹棚、かん水施設、排水施設及び園内道の整備にあつては、国事業を併用して事業実施する場合に限り対象とする。果樹棚の整備及び防除用機械の導入にあつては、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。

別表3

品 目	奨励金の額(円/10a)		
	新植・改植(全面改植の場合)	改植(既存樹の間植えの場合)	高接ぎ一挙更新
なし	200,000	106,000	106,000